

広報



新年のご挨拶

高松高等裁判所長官 佐々木 茂美

明けましておめでとうございます。皆さんには、それぞれ思いを新たにして新春を迎えられたことと存じます。

昨年1年間を振り返りますと、3月11日に東北地方太平洋岸沖を震源とする国内観測史上最大の巨大地震が発生し、これによって引き起こされた大津波が甚大な被害をもたらし、さらに震災に伴って発生した原子力発電所の事故によって数多くの住民が今なお避難生活を余儀なくされるという未曾有の事態となりました。被災者の生活の再建や産業の復興は、緒についたばかりであり、年が明けても、引き続き再生に向けた取組みが行われています。このような厳しい状況の下で、改めて人の絆の大切さが身に沁みて感じられる1年でもありました。清水寺貫主が年末に公募によって選ばれた「今年の漢字」を揮毫される恒例行事でも、世相を表す漢字として「絆」の字が選ばれましたが、本年は、文字どおり、国民一人一人が手を携え復興に向けて力強く立ち向かっていく年となることを願ってやみません。

昨年5月に当庁に着任して以来、管内を視察しましたが、その際、各地において、歴史上、四国を幾たびも襲った南海地震の教訓を活かし、防災計画の策定や避難訓練の実施等を積極的に進めていただいていることをうかがい、意を強くいたしました。今後とも、想定されている巨大地震の到来に備え、なお一層の防災意識の向上に努められることを期待します。また、色々な席でお話したことですが、四国では、高齢化という我が国の構造的な問題が他の地域に先行して急速に進行しています。そのため、とりわけ過疎地にある支部や独立簡易裁判所においては、来庁者が高齢化し、その安全に配慮する必要が高まっており、また、家庭裁判所では、後見事件が増加するとともに、介護者の高齢化も相まって、後見人の選任やその監督にも難しい問題が生じているように見受けられます。皆さんには、日頃からこれらに対処するため努力を重ねていただいているところですが、こうした様々な取組みは、高齢化問題に遅れて直面することになる他の地方にとって先駆けとなるものですから、今後も、それぞれの持ち場の実情を踏まえて、一層の創意工夫を凝らし、アイデアの集積に努めていただきたいと考えています。

裁判員裁判は、事件数はそれほど大きく伸びているわけではありませんが、複雑困難な事件の審理も本格化しつつあり、また、民事、家事、少年関係でも、各地の人口動態や家族構成、さらには産業構造の変容を反映して地域特有の様々な事件が係属するようになってきています。いずれの分野についても、概ね順調に推移しているのは、皆さんのご尽力によるものと感謝しています。

本年は、再生、再建に向けた動きの中で、司法に求められる期待も大きくなって参りますが、このような国民のニーズに応える裁判所を目指し、その足下を固めるため、裁判部、事務局を問わず、まず何よりも日々の職務に誠実に当たり、着実に歩みを重ねていくことが大切であると思います。

新しい年が皆さんにとって、心身ともに健康で幸多い年となりますよう、心からお祈りして、新年のご挨拶といたします。



【目次】 徳島地裁から... 裁判員裁判を担当する「フレッシュ」な裁判官
「鹿田あゆみ裁判官」を紹介します。・・・2, 3頁
平成24年度から裁判所職員採用試験が変わります！・・・4頁

徳島地裁から...

裁判員裁判を担当する「フレッシュ」な裁判官！

鹿田あゆみ裁判官

を紹介します。

鹿田あゆみ裁判官は、岡山県倉敷市出身で大阪大学法科大学院を卒業し、平成20年9月に司法試験に合格、司法修習を経て平成22年1月から徳島地方裁判所で勤務しています。

裁判員裁判などの刑事事件を担当する裁判官といえば、どことなく威厳があり強面なイメージを連想しがちですが、本当に笑顔が素敵な方です。裁判所生活2年というフレッシュな裁判官のインタビュー記事をご覧ください。

● なぜ裁判官になろうと思ったのですか ●

司法修習中に指導いただいた裁判官がとても魅力的で、裁判官という職業に興味を持ちました。そこで、裁判官の仕事を理解していく中で、私も裁判官になろうと思いました。

裁判官というのは刑事裁判で法廷の高い所に座っている人というイメージをお持ちの方が多いのではないかと思います。実際には民事事件や家事事件など多くの仕事に携わっています。その中で、紛争などを、話し合いを通じて解決していく和解という手続があるのですが、和解の中で裁判官が中心となって紛争を解決していくということにとても魅力を感じました。

また、裁判官は、「ジャッジ」判断権者ですから、自分の良心にのみ従い最終的な判断をしなければいけないという職責を負っています。その職責はとても重たいものですが、何事にもとらわれず判断することに挑戦してみたいと思い裁判官になりました。



裁判長、右陪席裁判官との合議風景



● 今は、どんな仕事をしていますか ●

刑事事件では左陪席として事件に携わり、また家庭裁判所の少年事件も担当しています。左陪席とは、法廷で3人座っている裁判官のうち左側（傍聴席から見ると右側）に座っている裁判官です。法廷のある日は法廷にいますが、それ以外の日は事件について裁判長や右陪席の裁判官と議論をしたり、判決のたたき台をつくらしたり、事件の記録を検討したりしています。

● 仕事が終わった後の過ごし方は？ ●

平日は、夜遅くなることが多いので、あまり出かけたりすることはありません。ただ、阿波踊りの時期になると、徳島地方裁判所からも連が出ますので、阿波踊りの練習を頑張っています。休日には買い物に行ったり観光に行ったりしています。徳島勤務のうちに四国八十八か所をまわりつつ、四国の風土に触れたいなと思っています。



● 裁判官の仕事は難しいのではないですか ●

裁判は、どんな事件でもその人の人生を左右するものですから、その判断をすることはとても難しいですし、日々その判断でよいのか悩んでいます。ですが、今は重大犯罪については裁判員の方と評議をして結論を出しており、裁判員の方や裁判長、右陪席裁判官と議論をすることによって様々な視点で事件を見ることができるので、それがよりよい判断につながっていていると実感しています。

また、少年事件では家庭裁判所調査官という少年心理のエキスパート的な専門職員が、多くの視点からアドバイスをしてくれるため、判断する上での手助けとなっています。

このように、今はいろいろな方と一緒にあってより良い判断を目指して仕事をしていますので、難しい面もありますがとても充実しています。



● 裁判官の仕事をしていてどんなことを感じますか ●

裁判員裁判を担当していて感じること

裁判員裁判を担当していて、感じることは、裁判員の方のどのような意見も、裁判をするにあたって無意味となることはないなということです。裁判員の方が何気なくおっしゃられた疑問点にはっとさせられることや、裁判員の方の被告人や被害者の方に対する思いに考えさせられることが多くあります。裁判員に選ばれる前の候補者の中には、「人を裁く資格や能力などないのに、本当に人を裁くことができるのか。」と思い悩まれている方が多くいらっしゃると思います。ですが、裁判を実際に見て感じて思う言葉すべてが、その事件を判断する上でとても大切なのだと裁判員裁判を担当していて思います。ですので、どんな方でも是非裁判に参加していただき、私たち裁判官と一緒に事件について考えてもらいたいと思っています。

少年事件を担当していて感じること

少年事件を担当していて、家庭環境や交友関係がうまくいかず、将来や自分自身に対し悲観的でなげやりになっている少年が多いと感じます。実は、私自身も子どもの頃は、ものすごくどんくさい子で何をやっても駄目によくいじめられていました。家庭でもあまりうまくいっていない時もあり、将来に悲観的だったので、そういった少年達に出会うと昔の自分に似ているなと感じることがあります。

でも、何か人の役に立つ仕事をしたいと思って司法試験の勉強を頑張っていたら、気がついたら裁判官になっていました。私の子どもの頃を知っている人は、きっと私が裁判官という仕事をしていることを信じられない人が多いと思います。このように将来は何が起るのか本当に分からないので、自分自身を大切に、何でもいいので何か目標をもって頑張ってもらいたいと思います。



※ 写真は全て広報掲載のために撮影したものです。

徳島地方裁判所前にて

平成24年度から

裁判所職員採用試験が変わります！

総合職試験

政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを重視して行う係員の採用試験です。

受験区分

院卒者試験	大卒程度試験
○法律・経済区分（注1）	○法律・経済区分（注1）
○人間科学区分（注2）	○人間科学区分（注2）

（注1）裁判所事務官として裁判事務や司法行政事務に従事します。

（注2）家庭裁判所調査官補として裁判所職員総合研修所に入所し、同養成課程を修了した者は家庭裁判所調査官に任命されます。

受験資格

院卒者試験	大卒程度試験
30歳未満であって、 院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満の者

試験種目

	院卒者試験	大卒程度試験
第1次試験	基礎能力試験（多肢選択式） （3.0題解答、知能分野2.7題、知識分野3題） 専門試験 法律・経済区分（多肢選択式 30題解答） 人間科学区分（記述式 6題解答）	基礎能力試験（多肢選択式） （4.0題解答、知能分野2.7題、知識分野1.3題） 専門試験 法律・経済区分（多肢選択式 30題解答） 人間科学区分（記述式 6題解答）
第2次試験	専門試験（記述式） 法律・経済区分（4題解答） 人間科学区分（2題解答） 政策論文試験（記述式）（1題解答） 人物試験	専門試験（記述式） 法律・経済区分（3題解答） 人間科学区分（2題解答） 政策論文試験（記述式）（1題解答） 人物試験
第3次試験	人物試験（法律・経済のみ）	人物試験（法律・経済のみ）

総合職試験の特例制度

法律・経済区分の受験者は申込みに際して、併せて一般職試験（大卒程度試験）の受験者としての取扱い（特例）を希望することができます。

一般職試験

的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う係員の採用試験です。

受験資格

大卒程度試験	高卒者試験
21歳以上30歳未満の者	高卒見込み及び卒業後2年以内の者

試験種目

	大卒程度試験	高卒者試験
第1次試験	基礎能力試験（多肢選択式） （4.0題解答、知能分野2.7題、知識分野1.3題） 専門試験（多肢選択式 30題解答）	基礎能力試験（多肢選択式） （4.5題解答、知能分野2.4題、知識分野2.1題） 作文試験（1題解答）
第2次試験	専門試験（記述式）（1題解答） 論文試験（小論文）（1題解答） 人物試験	人物試験

裁判所で働こう。

今、裁判所では、あなたの力を求めています。

平成24年度の試験日程など試験に関する具体的な内容は、
裁判所ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.courts.go.jp/>

【発行：平成24年1月】

高松高等裁判所事務局総務課広報係
087-851-1547
高松高等裁判所ホームページ
<http://www.courts.go.jp/takamatsu-h/>
（本誌の写真・記事の無断転載禁止）